

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 岡山県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則
- （以上県例規集登載）

行政改革推進室

”

目次

担当課（室）

◎岡山県規則第二十六号

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県行政組織規則の一部を改正する規則

岡山県行政組織規則（昭和四十一年岡山県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 保健福祉課に、指導監査室を置く。

第十五条の表中

人権施策推進課	事業調整班	啓発推進班
環境企画課	施策推進班	審査・調整班
		総務班
		経理班
環境企画課	施策推進班	審査・調整班
		総務班
		経理班

を
に、「地域福祉・法人指導班」を「地域福祉班」に、「事業者指導班 医療保険班」を「国民健康保険班 医療保険指導班」に、「産業支援班 技術振興班 新産業推進班」を「地域産業班 成長支援班 インノベーション推進班」に改める。

第二十五条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十号中「及び土地利用調整会議」を削り、同号を同条第十九号とする。

第二十五条の六中第十七号を第十八号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 再犯の防止等に関する施策の総合調整に関すること。

第二十七条第四号中「指導育成」を「推進」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

2 保健福祉課指導監査室においては、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 社会福祉法人の指導監督に関すること。
- 二 社会福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 三 児童福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 四 生活困窮者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 五 身体障害者（身体障害児を含む。第三十二条において同じ。）福祉関係及び知的障害者（知的障害児を含む。同条において同じ。）福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 六 高齢者福祉関係の一般社団法人、一般財団法人、団体及び施設の指導監督に関すること。
- 七 社会福祉施設の従事者等による虐待の防止に関すること。
第三十一条第十六号中「及び公害健康被害認定審査会」を「、公害健康被害認定審査会、小児慢性特定疾病審査会及び指定難病審査会」に改める。
第三十一条の二中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り上げる。
第三十一条の三第二号を次のように改める。
二 児童虐待の防止に関すること（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）。
第三十二条第一号中「心身障害者及び心身障害児」を「身体障害者及び知的障害者」に、「指導育成」を「推進」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「心身障害者及び心身障害児」を「身体障害者及び知的障害者」に改め、同条第二号とし、同条第四号を第三号とし、同条第五号中「障害者長期計画及び障害福祉計画」を「障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画」に改め、同条第四号とし、同条第六号中「心身障害者」を「身体障害者及び知的障害者」に改め、同条第五号とし、同条第七号中「心身障害児」を「障害児」に改め、同条第六号とし、同条第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「心身障害者及び心身障害児への」を削り、同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、第十四号を第十三号とし、同条の次に次の一号を加える。

十四 障害者の虐待の防止に関すること（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）

第三十二条第十五号を次のように改める。

十五 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

第三十二条第十八号中「心身障害者及び心身障害児」を「身体障害者及び知的障害者」に改める。

第三十三条第五号を削り、同条第六号中「保健福祉事業の指導育成」を「福祉事業の推進」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「こと」の下に「（保健福祉課指導監査室の分掌に属するものを除く。）」を加え、同号を同条第六号とし、同条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「及び岡山県後期高齢者医療審査会」を「、岡山県後期高齢者医療審査会及び岡山県国民健康保険運営協議会」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第十一号を第十号とする。

第三十八条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行に関すること。

第三十九条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号を削り、第十三号を第十一号とする。

第四十四条の二第七号中「農業災害補償」を「農業保険」に改める。

第五十条第一項第十三号中「市町村の農村地域工業等導入実施計画」を「農村地域への産業の導入に関する実施計画」に改める。

第五十一条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十九号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二十号中「森林整備加速化・林業再生事業」を「林業・木材産業総合対策事業」に改め、同号を同条第十八号とし、同条中第二十一号を第十九号とする。

第五十二条中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 大規模林道推進事業に関すること。

第五十六条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を第十七号とし、第十九号を削る。

第五十七条第一号を次のように改める。

一 海岸保全区域の管理並びに海岸保全施設の新設、改良及び管理に関すること（耕地課、水産課及び港湾課の分掌に属するものを除く。）。

第五十七条第二号中「海岸保全区域」を「海岸保全施設」に、「こと」を「こと（耕地課、水産課及び港湾課の分掌に属するものを除く。）」に改め、同条第九号中「こと」の下に「（他課の分掌に属するものを除く。）」を加える。

第六十一条の三中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関すること。

第六十六条の四第一項中「課」を「課又は室」に改め、同条第二項中「の事務」の下に「又はこれに類する事務」を加える。

第二百二十六条の表岡山県国民健康保険運営協議会の項中「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第四条の規定による改正後の」を削り、同表岡山県農業共済保険審査会の項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第三百三十一条第一項及び第四百四十三条の二第二項」を「第七十一条第一項及び第二百二十二条第二項」に、「農業共済組合連合会」を「都道府県連合会」に改める。

第三百三十七条第二項第六号中「指導育成」を「推進」に改める。

第三百三十九条第一項第十五号中「農村地域工業等導入促進」を「農村地域への産業の導入の促進」に改め、同条第七項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第二百三条中「、室」を削り、「研究企画室」を「研究企画部」に、「技術支援部」を「応用技術部」に、「研究開発部」を「素材開発部」に改める。

第二百四条第一項第五号中「又は他室」を削り、同条第二項中「研究企画室」を「研究企画部」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 技術相談の調整及び管理に関すること。

第二百四条第二項中第四号を第六号とし、同号の前に次の二号を加える。

四 技術者の養成に関すること。

五 産学官連携の推進に関すること。

第二百四条第三項中「技術支援部」を「応用技術部」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 地域産業の応用技術に係る調査、研究及び指導に関すること。
- 二 地域産業の応用技術に係る試験分析及び受託研究に関すること。
- 三 食品、繊維、金属材料、精密加工及び計測制御分野に係る設備の使用に関すること。

第二百四条第四項中「研究開発部」を「素材開発部」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 地域産業の素材開発に係る調査、研究及び指導に関すること。
 - 二 地域産業の素材開発に係る試験分析及び受託研究に関すること。
 - 三 機能材料及び高分子材料の分野に係る設備の使用に関すること。
- 第三百三十条の次に次の一条を加える。

(総括研究員)

第三百三十条の二 工業技術センターに、総括研究員を置く。

2 総括研究員は、上司の命を受け、工業技術センターの専門的研究に係る総合調整に関する事務を掌理するとともに、専門的研究に従事する。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

◎岡山県規則第二十七号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月三十日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「会議」を「合議」に改める。

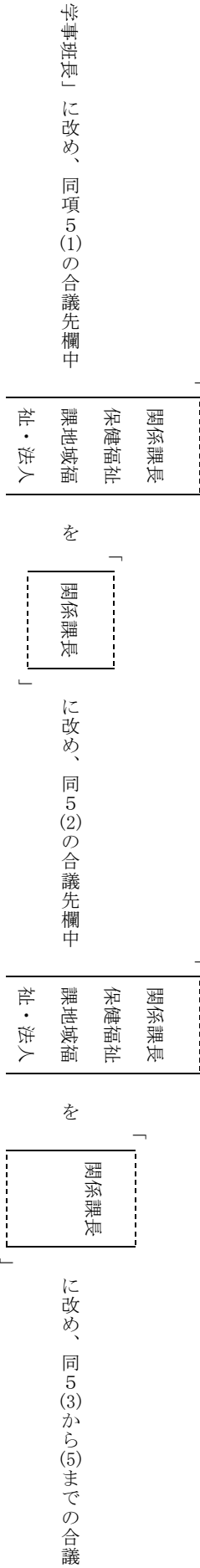
別表第一(1)2の項14中「第35条」を「第36条」に改め、同表5の項中11及び12を削り、13を11とし、同表中28の項を29の項とし、27の項を28の項とし、26の項を27の項とし、同表25の項6及び7中「第4項」を「第5項」に改め、同項中17を19とし、16を18とし、15を17とし、14を15とし、同15の次に次のように加える。

16 設立団体の数を減少させる定款の変更を行う場合における財産処分についての協議（第67条第1項）	○					
---	---	--	--	--	--	--

別表第一(1)25の項中13を14とし、9から12までを一ずつ繰り下げ、同項8中「第31条第1項」を「第30条第1項、第79条の2第1項」に改め、同8を同項9とし、同項7の次に次のように加える。

8 地方独立行政法人の各事業年度に係る業務の実績等に関する評価（第28条第1項）				○		
--	--	--	--	---	--	--

別表第一(1)中25の項を26の項とし、9の項から24の項までを一項目ずつ繰り下げ、同表8の項1(8)、2(1)から(4)まで及び(8)並びに4(2)の合議先欄中「総務学事課長」を「総務学事課



指導班長

指導班長

先欄中
関係課長
保健福祉
課地域福
祉・法人
指導班長

を
関係課長

に定める 回5(6)及び(7)の合議先欄中

関係課長
保健福祉
課地域福
祉・法人
指導班長

を
関係課長

に定める 回5(8)中「及び岡山県が設立した社会福祉事業団」を

削り、回(8)の合議先欄中
関係課長
保健福祉
課地域福
祉・法人
指導班長

を

関係課長

に定める 回5(9)中「及び岡山県が設立した社会福祉事業団」を削り、回(9)の合議先欄中

を
関係課長
保健福祉
課地域福
祉・法人
指導班長

関係課長

に定める 回5(10)の合議先欄中

関係課長
保健福祉
課地域福
祉・法人
指導班長

を
関係課長

に定める 回5(11)中「岡山県が設立した社会福祉事業団」を「岡山県健康の森学園障害者支援施設」及び「岡山県健康の森学園障害者支援施設」に定める 回5(14)及び(15)中「岡山県が設立した社会福祉事業団」を「岡山県健康の森学園障害者支援施設」に定める 回5(16)中「岡山県が設立した社会福祉事業団」を削り、回5(17)の合議先欄中

に定める 回5(13)中「及び岡山県が設立した社会福祉事業団」を削り、回5(14)及び(15)中「岡山県が設立した社会福祉事業団」を「岡山県健康の森学園障害者支援施設」に定める 回5(16)中「岡山県が設立した社会福祉事業団」を削り、回5(17)の合議先欄中
回表9の項として、回表7の項3中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下この項において「及び」という。）を削り、回表8の項として、回表6の項の次に次の一項を

3 基本計画の変更（軽易なものに限る。）（第4条）

別表第三中山間・地域振興課の部15の項2(2)を削り、同2(3)中

「

		○							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

」を
「

		○							
--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

」

に改め、同(3)を同2(2)とし、

同2中(4)を(3)とする。

別表第三くらし安全安心課の部9の項8中「特定生活関連商品等」を「特別生活関連商品等」に改める。

別表第三環境企画課の部4の項中「(平成11年岡山県条例第7号)」を削る。

別表第三環境管理課の部2の項5(3)中「特定工事施工者」の次に、「水銀排出施設設置者」を加え、同5を同項6とし、同項中4を5とし、3の次に次のように加える。

4 水銀の排出規制に関すること。	
(1) 水銀排出施設の設置等の届出の受理（第18条の23から第18条の25まで、第18条の31第2項）	○ 県民局長
(2) 水銀排出施設の設置等の届出に係る計画変更等の命令（第18条の26）	○ 県民局長
(3) 水銀排出施設の改善、一時停止等の勧告及び当該勧告に係る措置をとるべき旨の命令（第18条の29）	○ 県民局長
(4) 水銀排出施設の設置又は変更に係る実施制限期間の短縮（第18条の31第1項）	○ 県民局長

別表第三環境管理課の届11の項5中「別表2備考1」を「別表第2備考1」と改め、同届16の項1(8)中「第4条第2項」を「第4条第3項」と改め、同届1(11)中「要措置区域及び形質変更時要届出区域」を「要措置区域等」と改め、同項4(1)及び(9)中「汚染土壌処理業の」を「汚染土壌処理業の」と改め、同4(11)中「汚染土壌処理業の」を「又は再交付並びに許可証の」と改め、同4(14)を「同4(10)を(13)と改め、同4(10)を(12)と改め、同4(11)を(7)の次に次のように改める。

(8) 譲渡及び譲受の承認 (第27条の2第1項)	<input type="checkbox"/>	県民局長
(9) 法人の合併及び分割の承認 (第27条の3第1項)	<input type="checkbox"/>	県民局長
(10) 相続の承認 (第27条の4第1項)	<input type="checkbox"/>	県民局長

別表第三循環型社会推進課の届1の項1(6)中「第4項」の次に「、第9条の3第11項」を加え、同1(10)中「第9条の2の3第2項」の次に「、第9条の3第11項」を加え、同1(15)中「、第10項」を「から第10項まで」と改め、同1中(2)を(5)と改め、(9)を(11)と改め、同1中「産業廃棄物処分者等」を「有害使用済機器保管等業者又は産業廃棄物処分者等」と改め、「措置命令」の次に「第17条の2第3項、」を加え、同1(3)を「産業廃棄物の適正な処理の実施を確保するための改善命令」(1)と改め、「有害使用済機器又は産業廃棄物の処分等に係る改善命令 (第17条の2第3項、) 」と改め、同1(8)を「同1(5)中「立入検査」の次に「第17条の2第3項、」を加え、同1(6)と(7)の間に「同1(5)を(8)とし、同(8)の次に次のように加える。

(9) 有害使用済機器保管等業者に係る届出の受理 (第17条の2第1項)	<input type="checkbox"/>	県民局長
--------------------------------------	--------------------------	------

別表第三循環型社会推進課の部1の項1中(55)を(57)とし、(28)から(54)までを「ザ」繰り下げ、(27)の次に次のように加える。

(28) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定、変更の認定及び認定の取消し (第12条の7第1項、第7項、第10項)	<input type="checkbox"/>	県民局長
--	--------------------------	------

<p>3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の施行に關すること。</p>							
<p>(1) 特定一般廃棄物最終処分場又は特定産業廃棄物最終処分場に關する報告の受理（第4条の17，第12条の7の15）</p>					○	県民局長	
<p>(2) 熱回収施設における熱回収に關する報告の受理（第5条の5の11第1項，第12条の11の11）</p>					○	県民局長	
<p>(3) 2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る産業廃棄物の収集等に關する報告の受理（第8条の38の11）</p>					○	県民局長	

別表第三種環型社会推進課の部8の項2中「第21条第1項」や「第21条」を「第21条」に改め、同項中の「第23条第1項」の次に「第3項」を加える。
 別表第三種環型社会推進課の部4の項4中「第20条」や「第20条第1項」を「第20条」に改め、同項中の「第20条」や「第20条第3項，第4項」を「第20条」に改め、同項中の「者及び」や「者に対する改善命令及び」を「改善命令及び」に改め、同項中の「締結等」や「締結」を「締結」に改め、同項中の「9の項を15の項とし、7の項を8の項とし、1項を2項とし、2項を3項とし、同部の次に次のように加える。

<p>指導 1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の施行に關する事務 監査 室</p>	<p>1 児童福祉施設に關すること。 (1) 児童福祉施設に対する最低基準実施の監督及び実地検査のうち一般監査に係るもの（第46条第1項，児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第38条） ア 知事が必要と認めた事項</p>					○		
--	---	--	--	--	--	---	--	--

<p>イ ア以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>(2) 児童福祉施設に対する改善勧告及び改善命令のうち一般監査に係るもの (第46条第3項)</p>							
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p>			○				
<p>イ ア以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>(3) 児童福祉施設 (障害児に関する施設に限る。) の変更の届出の受理 (2以上の県民局の管内において社会福祉事業を営むる施設に係るものを除く。) (児童福祉法施行規則 (昭和23年厚生省令第11号) 第37条)</p>						○ 県民局長	
<p>(4) 児童福祉施設に対する最低基準向上の勧告のうち一般監査に係るもの (児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例 (平成24年岡山県条例第47号) 第3条第1項)</p>							
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p>			○				
<p>イ ア以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>2 指定障害児通所支援事業者等に関すること。</p>							
<p>(1) 指定障害児通所支援事業者等に係る変更の届出の受理 (障害</p>						○ 県民局長	

児通所給付費の請求に関する事項等の変更に係るものを除く。 (第21条の5の19第3項, 第24条の13)							
(2) 指定障害児通所支援事業者等に対する報告の命令等及び立入検査等 (第21条の5の21, 第24条の15)							
ア 知事が必要と認めた事項			○				
イ ア以外のもの					○	県民局長	
(3) 指定障害児事業者等に対する勧告及び公表並びに命令 (第21条の5の22, 第24条の16)							
ア 知事が必要と認めた事項			○				
イ ア以外のもの					○	県民局長	
(4) 指定障害児通所支援事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出及び変更の届出の受理 (第21条の5の25第2項第1号, 第3項, 第4項, 第24条の19の2, 第24条の38第2項第1号, 第3項, 第4項)						○	県民局長
(5) 指定障害児通所支援事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告等の命令等 (第21条の5の26第1項, 第3項, 第24条の19の2, 第24条の39第1項, 第4項)			○				

	<p>(6) 指定障害児通所支援事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告及び公表並びに命令（第21条の5の27，第24条の19の2，第24条の40）</p> <p>(7) 障害児通所支援事業等に係る開始，変更，廃止及び休止の届出の受理（第34条の3第2項から第4項まで）</p> <p>(8) 障害児の保護者等に対する報告命令等（第57条の3第3項，第57条の3の3第1項，第4項）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>			○		○ 県民局長	
<p>2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の施行に関する事務</p>	<p>1 身体障害者社会参加支援施設等に関すること。</p> <p>(1) 身体障害者社会参加支援施設（社会福祉法人その他の者が設置するものに限る。）の設置及び運営の改善命令のうち一般監査に係るもの（第29条）</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>			○		○ 県民局長	

	<p>(2) 身体障害者生活訓練等事業等を行う者に対する報告の徴収及び立入検査のうち一般監査に係るもの (第39条第1項)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(3) 市町村が設置する身体障害者社会参加支援施設に対する報告の徴収及び立入検査のうち一般監査に係るもの (第39条第2項)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 県民局長
<p>3 生活保護法 (昭和25年法律第144号) の施行に関する事務</p>	<p>1 保護施設に関すること。</p> <p>(1) 保護施設の指導 (第43条)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p> <p>イ ア以外のもの</p> <p>(2) 保護施設の立入検査のうち一般監査に係るもの (第44条)</p> <p>ア 知事が必要と認めた事項</p>					<input type="radio"/>	<input type="radio"/> 県民局長

<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>5 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対する報告の徴収等のうち一般監査に係るもの (第18条第2項)</p>				○		○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>6 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者に対する施設の設備又は運営の改善の命令のうち一般監査に係るもの (第19条)</p>				○		○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>7 有料老人ホームに係る変更の届出の受理 (第29条第2項)</p>						○ 県民局長	
<p>8 有料老人ホームの設置者等に対する報告の徴収及び調査並びに改善命令 (第29条第11項, 第13項)</p>				○		○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	

	<p>9 有料老人ホームの設置者に対する事業の制限又は停止の命令 (第29条第14項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>							
<p>7 介護保険法(平成9年法律第123号)の施行に関する事務</p>	<p>10 有料老人ホームの入居者に対する援助(第29条第17項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>							
	<p>1 居宅サービス事業者等に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令(第24条第1項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>							
	<p>2 被保険者等に対する報告の徴収(第24条第2項)</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>							

<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>3 指定都道府県事務受託法人の指定及び委託(第24条の3第1項)</p>				○		○ 県民局長	
<p>4 指定居宅サービス事業者等に係る変更の届出の受理(第75条第1項, 第89条, 第99条第1項, 第113条第1項, 第115条の5第1項)</p>						○ 県民局長	
<p>5 業務管理体制の整備に関する届出の受理(第115条の32第2項から第4項まで)</p>						○ 県民局長	
<p>6 指定居宅サービス事業者等に対する報告等の命令等(第76条第1項, 第90条第1項, 第100条第1項, 第114条の2第1項, 第115条の7第1項)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>				○			
<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>7 業務管理体制の整備に関する報告等の命令等(第115条の33第1項)(岡山県介護サービス事業者業務管理体制確認検査実施要領(平成22年長寿第474号。以下この項及び次項において「要領」という。)に基づく事務に限る。)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>				○			

<p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>8 指定居宅サービス事業者等に対する勧告，命令等（公示を除く。）（第76条の2，第91条の2，第103条，第114条の5，第115条の8）</p>						○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>9 業務管理体制の整備に関する勧告，命令等（第115条の34）（要領に基づく事務に限る。）</p>						○ 県民局長	
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>10 介護老人保健施設の管理者の承認（第95条）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>						○ 県民局長	
<p>11 介護老人保健施設の設備の使用制限等（第101条）</p>						○ 県民局長	

	(1) 知事が必要と認めた事項						
	(2) (1)以外のもの					○ 県民局長	
	16 介護サービス情報の報告の受理 (第115条の35第1項)					○ 県民局長	
	17 介護サービス情報の公表に係る報告の内容の公表 (第115条の35第2項)					○ 県民局長	
	18 介護サービス情報の公表に係る介護サービス事業者に対する調査の実施 (第115条の35第3項)					○ 県民局長	
	19 介護サービス情報の公表に係る介護サービス事業者に対する報告の徴収, 是正及び調査命令 (第115条の35第4項)					○ 県民局長	
	20 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の調査事務の休止又は廃止の許可 (第115条の41)					○	
	21 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターの情報公表事務の休止又は廃止の許可 (第115条の42第3項)					○	
	22 市町村に対する報告の徴収等 (第197条第1項) (岡山県介護保険事務指導要綱(平成12年長寿第671号)に基づき事務に限る。)					○	
	(1) 知事が必要と認めた事項					○	

	(2) (1)以外のもの						○ 県民局長	
8 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法の施行に関する事務	1 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令（第24条第1項） (1) 知事が必要と認めた事項 (2) (1)以外のもの 2 被保険者等に対する報告の徴収（第24条第2項） (1) 知事が必要と認めた事項 (2) (1)以外のもの				○		○ 県民局長	
	3 指定都道府県事務受託法人の指定及び委託（第24条の3）				○			
	4 指定介護療養型医療施設の開設者に係る変更の届出の受理（第111条） 5 業務管理体制の整備に関する届出の受理（第115条の32第2項から第4項まで）						○ 県民局長	
	6 指定介護療養型医療施設の開設者に対する報告等の命令等（第							

(2) (1)以外のもの									<input type="radio"/>	県民局長
10 介護サービス情報の報告の受理 (第115条の35第1項)									<input type="radio"/>	県民局長
11 介護サービス情報の公表に係る報告内容の公表 (第115条の35第2項)									<input type="radio"/>	県民局長
12 介護サービス情報の公表に係る介護サービス事業者に対する調査の実施 (第115条の35第3項)									<input type="radio"/>	県民局長
13 介護サービス情報の公表に係る介護サービス事業者に対する報告の徴収, 是正又は調査命令 (第115条の35第4項)									<input type="radio"/>	県民局長
14 介護サービス情報の公表に係る指定調査機関の調査事務の休止又は廃止の許可 (第115条の41)									<input type="radio"/>	
15 介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センターの情報公表事務の休止又は廃止の許可 (第115条の42第3項)									<input type="radio"/>	
16 市町村に対する報告の徴収等 (第197条第1項) (岡山県介護保険事務指導要綱に基づく事務に限る。)									<input type="radio"/>	
(1) 知事が必要と認めた事項									<input type="radio"/>	
(2) (1)以外のもの									<input type="radio"/>	県民局長

<p>9 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行に関する事務</p>	<p>1 登録事業者等に対する報告等の命令等（第24条、第25条）（高齢者生活支援サービス等に関するものに限る。）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>					<p>○ 県民局長</p>	
<p>10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の施行に関する事務</p>	<p>1 自立支援給付に係る障害者等に対する報告の徴収（第11条第1項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p> <p>2 障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収及び帳簿書類等の提出命令（第11条第2項）</p> <p>(1) 知事が必要と認めた事項</p> <p>(2) (1)以外のもの</p>			<p>○</p>		<p>○ 県民局長</p>	
	<p>3 指定障害福祉サービス事業者等に係る変更の届出の受理（介護給付費の請求に関する事項等の変更に係るものを除く。）（第46条第1項、第3項、第51条の25第1項）</p>					<p>○ 県民局長</p>	

<p>4 指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令等 (第48条第1項, 第3項, 第51条の27第1項)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>							○ 県民局長
<p>5 指定障害福祉サービス事業者等に対する勧告, 命令等 (第49条, 第51条の28第1項, 第3項から第6項まで)</p>							
<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>						○	
<p>(2) (1)以外のもの</p>							○ 県民局長
<p>6 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する届出及び変更の届出の受理 (第51条の2第2項第1号, 第3項, 第4項, 第51条の31第2項第1号, 第3項, 第4項)</p>							○ 県民局長
<p>7 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する報告の命令等 (第51条の3第1項, 第3項, 第51条の32第1項, 第3項)</p>						○	
<p>8 指定障害福祉サービス事業者等に係る業務管理体制の整備に関する勧告, 命令等 (第51条の4第1項から第3項まで, 第51条の</p>						○	

<p>11 就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の施行に関する事務</p>									
	<p>33)</p>								
	<p>9 障害福祉サービス事業等に係る開始，変更，廃止及び休止の届出の受理（第79条第2項から第4項まで）</p>							<p>○ 県民局長</p>	
	<p>10 障害福祉サービス事業者等に対する報告の徴収及び検査（第81条第1項）</p>								
	<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>								
	<p>(2) (1)以外のもの</p>							<p>○ 県民局長</p>	
	<p>11 障害者支援施設に対する報告の徴収及び検査のうち一般監査に係るもの（第85条第1項）</p>								
	<p>(1) 知事が必要と認めた事項</p>								
	<p>(2) (1)以外のもの</p>							<p>○ 県民局長</p>	
	<p>1 幼保連携型認定こども園に関すること。</p>								
	<p>(1) 報告の徴収，立入検査等のうち一般監査に係るもの（第19条）</p>								<p>○</p>
<p>ア 知事が必要と認めた事項</p>								<p>○</p>	

	イ ア以外のもの ----- (2) 改善勧告及び改善命令のうち一般監査に係るもの (第20条) ----- ア 知事が必要と認めた事項 ----- イ ア以外のもの						<input type="checkbox"/> 県民局長	
12 介護保険法に基づく指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例 (平成24年岡山県条例第62号) の施行に關する事務	1 指定通所介護事業者が夜間及び深夜において提供する指定通所介護以外のサービスの内容の届出の受理 (第102条第4項)						<input type="checkbox"/> 県民局長	
13 介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等を定める条例の一部を改正する条例 (平成27年岡山県条例第24号) 附則第5項の規定によりなおその効力を	1 指定介護予防通所介護事業者が夜間及び深夜において提供する指定介護予防通所介護以外のサービスの内容の届出の受理 (第100条第4項)						<input type="checkbox"/> 県民局長	

(1) 地域経済牽引事業計画の承認並びに承認に係る関係市町村長への通知及び同意 (第13条第1項, 第6項, 第8項)	関係課長		○				
(2) 地域経済牽引事業計画の変更の承認並びに変更の承認に係る関係市町村長への通知及び同意 (第14条第1項, 第3項)	関係課長		○				
(3) 地域経済牽引事業計画に係る承認の取消し (第14条第2項)	関係課長		○				
4 事業環境の整備に係る措置に関すること。 (1) 事業環境の整備に係る措置の提案に対する通知及び措置内容の公表 (第15条第2項, 第3項)	関係課長		○				
(2) 事業環境の整備に係る措置に関する法令の規定の解釈の確認の要求 (第16条第1項)	関係課長		○				
5 承認地域経済牽引商品等に係る商標権の譲受けの承認 (第22条第4項)	関係課長		○				
6 連携支援計画の承認及び変更の承認の申請 (第27条第1項, 第28条第1項)	関係課長		○				
7 承認地域経済牽引事業者又は承認地域経済牽引支援機関に対する指導及び助言 (第35条)	関係課長		○				

34 非常災害の場合における港湾施設の管理に関する国土交通大臣に対する要請（第55条の3の3第1項）						○		
--	--	--	--	--	--	---	--	--

別表第三港湾課の部1の項中30を32とし、29を31とし、28を30とし、27の次に次のように加える。

28 国際旅客船拠点形成計画の策定（第50条の16）					○			
29 官民連携国際旅客船受入促進協定の締結等及び縦覧等（第50条の18、第50条の19）					○			

別表第三都市計画課の部3の項3中「第5条の2」を「第5条の10」と改める。

別表第三建設課の部5の項5②中「第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域内」と改め、同部5の項5①中「第5号」と「第6号」と改める。

別表第三住宅課の部3の項6中「第15条」の次に「、第16条の2」を加え、同項7中「第16条」の次に「、第16条の2」を加える。

別表第三用度課の部1の項1①及び②を並び、同1③中「4,000万円未満」と改め、同③を同1①と並び、同1④を②と並び、同⑤を③と並び、同⑥の項中「事務」の次に「(物品に関するものに限る。）」を「併せて、同項7中「地方自治法」と「職員による損害の発生」の認定、監査委員に対する監査の実施及び賠償額等の決定の要求並びに職員に対する賠償の命令（地方自治法）」と「の規定に基づく職員の賠償責任の有無の認定」と並び、同4項)」と改め、同項8中「地方自治法第243条の2第8項の規定に基づく」と改め、「免除」の次に「に係る監査委員からの意見聴取及び議会への付議並びに免除の決定（地方自治法第243条の2第8項）」を「併せて」。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、別表第三生活衛生課の部10の項及び11の項の改正規定は、同年六月十五日から施行する。